

令和 9 年 度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

令和8年10月

本 宮 市 農 業 委 員 会

令和9年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書

本市の農業振興について日頃よりご支援を賜りますとともに、当農業委員会活動に対し多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農業や農家を取り巻く環境は、少子高齢化による農業担い手の減少、気候変動に伴う自然災害の発生や地政学リスクに伴う農業用資材や燃料価格の高騰などの影響により、厳しい状況におかれています。

そのような中、令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、また令和7年4月には改正法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が策定され、平時からの食料安全保障を実現するため、今後の農業の構造転換を集中的に推し進めるための様々な目標が示されました。

本市においても、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・担い手不足、農地の遊休化、生産コストの上昇など、依然として厳しい状況にあります。農業委員会は、日常の農地パトロールや地域の農業者との対話を通じて把握した現場の実情をもとに、**本市の農地等の利用の最適化を推進するために必要な施策の改善**について、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見をまとめましたので提出いたします。

令和8年10月1日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市農業委員会 会長 渡邊 善幸

1 農業担い手の経営安定と経営基盤の強化について

本市農業を支える認定農業者をはじめとする担い手が安定した農業経営を持続できるよう、生産性と所得の向上に向けた支援を強化すること。また、関係機関と連携して将来の農業を担う新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、経営規模や形態に応じた支援をすることを提言します。

- (1) 本市の認定農業者は 100 人、基本構想水準到達者は 54 人、農業参入法人は 12 経営体であり、これら認定農業者等が安定的な経営を維持し発展させるため、生産性の向上と所得の向上に向けた支援を強化すること。

*令和 8 年 4 月 1 日現在、農業委員会調べ

- (2) 中小規模の農業者や法人農業者について、それぞれの経営規模や営農形態・課題に応じた支援を検討すること。

- (3) 本市の基幹的農業従事者 936 人のうち 40 代以下はわずか 38 人（約 4.1%）であり、次世代の農業担い手確保が必要である。関係機関（県北農林事務所安達農業普及所、県農業経営就農支援センター、ふくしま未来農業協同組合）と連携し、新規就農者の確保から就農後の定着に向けた一貫した支援体制を強化すること。

*2020 年農林業センサス

- (4) 農業経営の安定と発展のため個人農業者の法人化を支援するとともに、法人化後の経営管理・改善に関する支援を検討すること。

2 農業生産基盤整備と省力化の推進について

本市農業の未来を見据え、担い手の負担を軽減し効率化・省力化を実現するスマート農業技術の導入に対応した農地の基盤整備を推進するとともに、離農者が残した農地や施設の有効活用を図ること。また、農繁期の労働力不足や生産コスト高騰への対応を強化することを提言します。

- (1) 農業担い手の作業の効率化・省力化を図るため、ドローンなどのスマート農業を導入しやすい大区画圃場整備について、国・県の補助事業の活用を検討すること。
- (2) 離農者が所有する農地や農業用施設を次の担い手に引き継ぐなど有効活用が図られるよう、情報収集やマッチングの仕組みの活用を検討すること。

(3) 農繁期の労働力不足に対応するため、農作業人材とのマッチング支援をすること。

(4) 資材や肥料等の価格高騰が農業経営に与える影響を軽減するため、国・県の支援情報を積極的に収集するとともに、市独自の支援策について検討すること。

3 農畜産物の付加価値向上と特産品化について

農業所得の向上と地域農業の活性化を図るため、農商工業連携による農畜産物の付加価値の向上を支援するとともに、本市の地域特性を活かした特産品づくりの支援をすることを提言します。

(1) 農業者と商工業者、食品加工事業者等との連携を進め、農畜産物の加工と販売先の拡大を促進するとともに、ブランド化による付加価値の向上を支援すること。

(2) 本市の土壌等に適した農産物の選定を進め、栽培農家を育成し、特産品としてのブランドづくりを推進すること。

4 鳥獣被害対策について

農地環境を将来にわたって保全するため、鳥獣による農業被害対策を進めることを提言します。

(1) 鳥獣被害を軽減するため、効果的な資材導入支援を充実させるとともに、有害鳥獣捕獲活動をする者への支援継続に努めること。

5 農業者の連携と地域計画の推進について

農業者同士が地域農業の将来を話し合う場を設けるとともに、地域計画の見直しを支援することを提言します。

(1) 農業者が地域農業の将来と農地の活用について意見交換できる場を定期的に設けること。

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）について、地区の実情と農業者の意向を踏まえた見直し（ブラッシュアップ）支援を進めること。

6 農地の集積と集約および遊休農地対策について

担い手への農地集積を進めるため、農地中間管理事業の利用促進に向けた国・県への働きかけを行うとともに、遊休農地の再生と発生抑制に向けた支援をすることを提言します。

- (1) 本市の耕作されている耕地面積 1,950ha に対して集積面積は 796.8ha (集約率 40.9%) にとどまることから、集積・集約化をさらに進めるため、農地バンクが行う農地中間管理事業による貸借に際して発生する事務手数料が不要となるよう、あらゆる機会を通じて国・県に対して強く働きかけること。

*令和 8 年 4 月 1 日現在、農業委員会調べ

- (2) 遊休農地 (1 号遊休農地 107ha) の再生や保全管理に活用できる補助事業等を農業者へ情報提供し活用の促進を図ること。

*令和 8 年 4 月 1 日現在、農業委員会調べ

- (3) 遊休農地の発生防止と農村地域の環境保全のため、多面的機能支払交付金制度の活用を促し農地の水管理、草刈り管理を農業の担い手と地域住民が地域全体で担う共助の仕組みづくりと活動支援を継続すること。